

『認知症になってしまったらどうしよう。。。』

第12号包括支援センター便りで、今回は「認知症の原因と考えられる病気」、「認知症の症状」についてお伝えしましたが、1度に2つをお伝えするより1つずつお伝えしたほうが分かりやすいと思われましたので、今回は「認知症の原因と考えられる病気」についてお伝えしたいと思います。

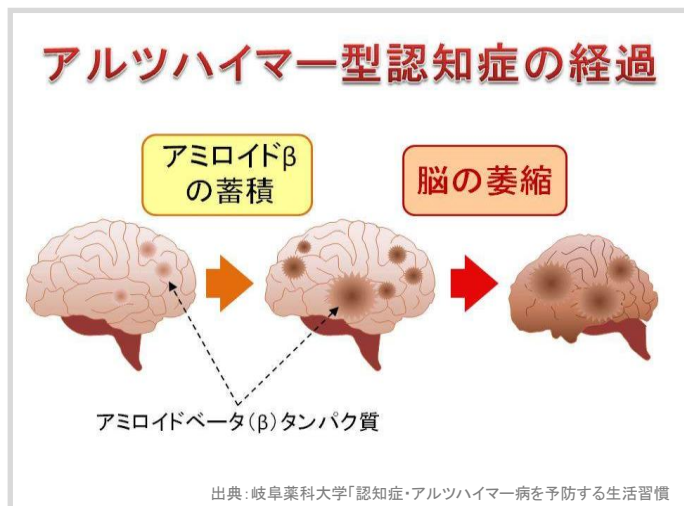
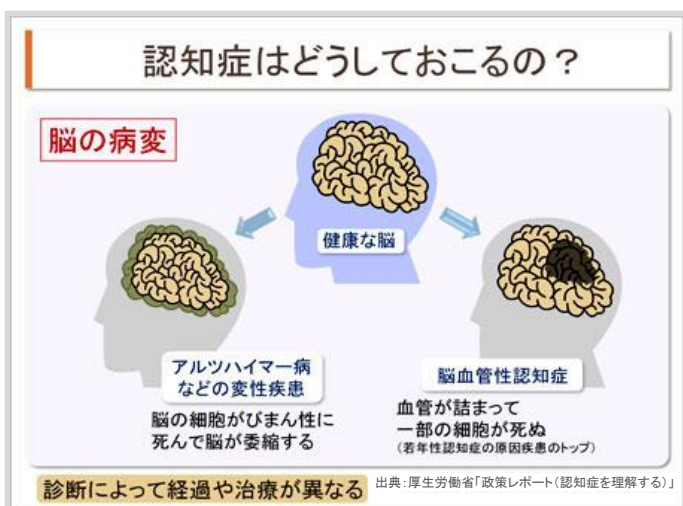
◎「認知症の原因と考えられる病気」

認知症という言葉自体は病名ではありません。

ひどい物忘れ、時間や場所が分からない、新しいことが覚えられないなどといった、認知に関する特有の障害がでている状態をまとめて表しているのが認知症という言葉です。そのため、正しくは「認知障害症」と呼ぶべきなのかもしれません。

認知症を引き起こす病気は、細かく分類すればじつはたくさんあります。

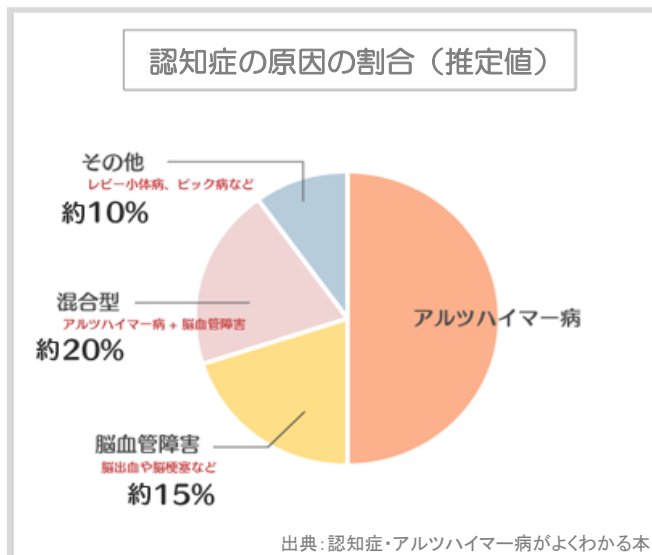
例えば、パーキンソン病、脳炎、慢性硬膜下血腫、アルコール関連認知症など脳以外の病気で起きる認知症も入れると100種類を超える認知症の原因疾患があります。



ただし、圧倒的に多いのは、**アルツハイマー型認知症**（脳の中にアミロイドベータたんぱく質と呼ばれる異常なたんぱく質のかたまりがたまりだすことが原因）と**脳血管性認知症**（多数の脳梗塞によって梗塞周囲の神経細胞や神経組織が障害されておこる）の二つで、この両者が混じっている場合もあります。

ほかに、**レビー小体病**（脳の神経細胞に以上なたんぱく質が蓄積する病気）、**ピック病**（脳の前頭葉と側頭葉に強い萎縮がみられる病気）なども、認知症の原因になります。

以前は脳血管性認知症が多いとされていましたが、最近では**アルツハイマー型認知症**が増えてきています。



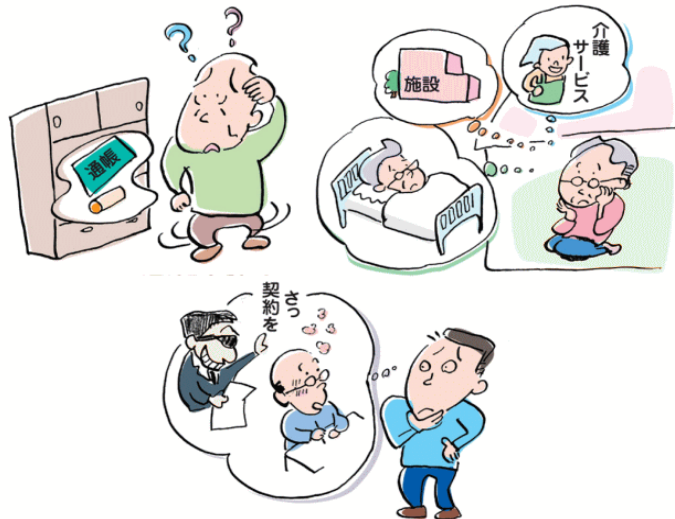
* 次回は「認知症の症状」についてお伝えします。

『成年後見制度とは。。。』

認知症・知的障害・精神障害などの理由で、判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約等を行う時に、判断が難しく、不利益をこうむることや、悪質商法の被害者になることを防ぎ、権利と財産を守る為の制度です。

◎支援を受けられるのは、次のような法律行為です。

<p>財産管理</p>	<p>本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約などについての助言や支援を行います。</p>
<p>身上監護</p>	<p>介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活に関わってくる契約などの支援を行います。</p>



◎成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つに分けられます。

法定後見制度

現在すでに認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が十分ではない人が対象になります。

任意後見制度

現在は判断能力が十分にある人が、将来、認知症などで判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ誰にどのような支援をしてもらうかを契約しておく制度です。

☆☆☆相談は**無料**です☆☆☆



社会福祉法人 敬和会

日南市東地区地域包括支援センター

〒887-0014

日南市岩崎2丁目8番18号(油津駅通)

TEL 0987-23-6099

FAX 0987-23-4188

窓口：月～金 8：30～17：15

休日：土曜・日曜・祝日

年末年始(12/29～1/3)

